

2021年7月19日

新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進事業

(障がい者施設PCR検査等強化事業補助金分) Q & A

概要

1 この補助金の目的は？

新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い障がい者を介護する施設において、施設の実情に応じた感染症対策を迅速かつ適切に講じることにより、利用者が安心して生活できるとともに、職員が安心して働ける環境を整えることを目的としています。

2 対象となる施設は？

- ・生活介護 … (利用者の障害支援区分の平均の限定はありません。)
- ・共同生活援助 … (施設内に共用部を有するものに限る。)
- ・短期入所 … (施設内に共用部を有するものに限る。)
- ・宿泊型自立訓練
- ・就労継続支援 A 型
- ・就労継続支援 B 型
- ・就労移行支援

3 どのような種類の検査が対象となるか？

PCR検査及び抗原検査です。

行政検査として実施された検査、及び検査機関による結果判定や医療機関による結果診断が行われない検査は対象外ですのでご注意ください。

4 検査に係る経費とは？

2021年4月1日以降に実施した、検査に発生した費用（検査費用、検体採取及び結果診断料、検体搬送料）です。

採取した検体を医療機関や検査機関へ提出しない検査は、本事業の対象外となります。なお、補助金交付額は1,000円未満切り捨てになります。

5 いつの検査が補助対象になるか？

2021年4月1日（木）から2021年10月31日（日）までに実施した検査が対象です。

PCR等検査の実施

6 対象施設は全て検査を実施しなくてはならないのか？

本事業は一律の検査実施を求めるものではありません。実施の有無も含め、検査対象者の選定や実施時期について各施設で検討し、施設の実情に応じて実施することができます。例えば全職員・全利用者に実施する場合や、職員に対して定期的に実施する、などの方法があります。

7 PCR検査や抗原検査は、どのように選定したらよいか？

検査の特徴や精度を理解の上、医師や検査機関の指示・説明をよく踏まえて実施してください。

8 検査機関はどのように選定したらよいか？

各事業所にて直接検査を受けていただくことを想定しています。
なお、検査機関等の指定はなく、各事業所で任意に選択していただきます。
東京都指定の「福祉施設における検査の実施協力事業者」や、医療機関、その他の検査事業者など利用可能です。

協力事業者：（町田市ホームページに詳細があります。）

東京都指定の「福祉施設における検査の実施協力事業者」
2021年2月17日から、17事業者となりました。

9 補助の対象となるのは誰か？

当該施設の利用者(検査後に利用することが決まっている方も含む)、職員です。
ただし、2021年7月1日から、共同生活援助については利用者及び利用予定者のみを対象とし、職員は対象外になります。（東京都が集中的検査計画に基づく検査キット配布を行っているため）

10 職員の範囲はどこまでか？

補助対象となる職員の範囲は、施設において、継続して提供することが必要な業務に従事する者を想定しています。清掃や調理などの業務受託者も、施設において検査が必要と判断する場合には補助の対象とします。

1 1 東京都指定「福祉施設における検査の実施協力事業者」活用での注意事項は？

- (1) 問い合わせや検査の申し込み等は、法人又は施設で直接行ってください。
- (2) 検査の実施に当たっては、できる限り協力医療機関等の医師等の協力を得て、施設内の感染防止対策や検体の適切な管理体制を構築した上で行うようにしてください。
- (3) 「協力事業者」は、検査機関であり医療行為（検体採取等）は行いません。そのため、医師の関与なく職員等が自己採取した検体で検査した場合、その検査結果は確定診断とはなりません。検査結果が「陽性」の場合、改めて医療機関の受診が必要となります。
- (4) 検査結果等を受けて、保健所等へ直接連絡することがないようにご注意ください。

1 2 検査の結果、陽性者が出た場合どうなるか？

検査を行った医師が保健所に届け出を行い、それ以降は保健所の指示に従っていただきます。

【事業所は】

- ・陽性者が利用者の場合、受給者証発行の区市町村や都をはじめ関係各所に連絡をいれてください。
- ・陽性者が職員の場合、町田市と都をはじめ関係各所に連絡をいれてください。
保健所からの具体的な指示があるまで、各施設で定めたマニュアル等に従い対応してください。

陽性者が発生した場合に備え、予め施設における連絡体制や役割分担、人員の確保策、入所者の隔離・介護・搬送方法など必要と思われる事項を検討しておいてください。

補助金申請に係る対象・手続きについて

1 3 検査の上限額や検査の回数制限はあるか？

施設（事業所）ごとに補助の上限額があるのでご注意ください。施設を単位として上限額まで補助を行うため、検査回数の制限はありません。

1 4 事業所単位とはなにか？

同一法人の運営する、各サービスの指定サービス事業所ごとに1事業所となります。「○事業所1」、「○○事業所2」で指定事業所番号が同一の場合でも別々の事業所の取り扱いとなります。事業所ごとに申請もそれぞれで行うことになります。

1 5 法人内の複数事業所の上限額を合計して申請できるか？

施設（事業所）ごとに補助の上限額があるのでご注意ください。事業所を単位として上限額まで補助を行うため、法人の合計額を補助するものではありません。

1 6 領収書の必要はあるか？

支払の事実を確認できる領収書は必ず受領し、提出してください。ただし、口座振込等により支払う場合は、請求書及び振込の事実が確認できる書類に代えることができます。

1 7 申請は事業所単位でできないか？

当該施設の上限額まで何度でも申請ができますが、運営法人ごと一括して申請をしていただくようお願いいたします。

1 8 申請してから補助金支払までどのくらい時間がかかるか？

申請受付から概ね1～2ヶ月以内の支払いを予定しています。

1 9 申請はいつまでに行うのか？

2021年11月5日（金）までに郵送で提出してください。

留意事項について

2 0 共同生活援助事業所と短期入所事業所について補助対象の条件とは？

これらの事業所は、居室以外の風呂、トイレ、食堂などを共有し、職員の介護を通して接触の機会や時間が多く接触密度が高いことから、利用者や職員間での感染リスクが高いと考えています。

従って、ワンルームタイプの事業所は対象となりません。ただし、ワンルームタイプであっても、食事や集会などを目的とした日常的に共有する場を設けている場合は対象となります。

2.1 申請書類

事業所ごとに書類を分けて提出してください。

- (1) 第1号様式「町田市障がい者施設PCR検査等強化事業補助金交付申請書」
- (2) 第1号様式別紙「町田市障がい者施設PCR検査等強化事業補助金交付申請に係る承諾書兼誓約書」
- (3) 第1号様式別表「町田市障がい者施設PCR検査等強化事業補助金 請求票」
- (4) 第1号様式別表2「町田市障がい者施設PCR検査等強化事業補助金 領収書番号票」
- (5) 検査実施機関が発行した書類
「検査の種類」「検査実施日」「事業所名(法人名は不可)」「金額」のすべてが分かる領収書、関係書類等の原本。(コピーは不可、原本の返却はありません。)
- (6) 「債権者(振込口座)登録依頼書」(町田市で債権者登録をしていない場合のみ。登録有無や登録内容が不明の場合については、必ず添付してください。)

2.2 事業所単位の領収書とは？

本事業では、生活介護、共同生活援助および短期入所は、事業所番号が同じであっても、指定サービス事業所ごとに1事業所となります。サービス事業所ごとに領収書をもってください。法人でまとめた金額ではありませんので、ご注意ください。

例1) 法人の複数施設の、「〇〇事業所1」、「〇〇事業所2」が、検査を実施した場合。
「〇〇事業所1」、「〇〇事業所2」で別々に領収書をもらいます。
法人は、計2枚の領収書で申請することとなります。

例2) 共同生活援助の「〇〇ホーム1」、「〇〇ホーム2」が、それぞれ短期入所事業所と検査を実施した場合。
「〇〇ホーム1」は、共同生活援助・短期入所で、別々に領収書をもらいます。
「〇〇ホーム2」は、共同生活援助・短期入所で、別々に領収書をもらいます。
法人は、計4枚の領収書で申請することとなります。